

令和4年1月20日

会員 各位

高山西商工会 会長 森下和也

まん延防止等重点措置区域の指定等に伴う事業者への協力要請について（お願い）

平素は、当商工会の事業について格段のご理解とご協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症第6波により県内全域がまん延防止等重点措置区域に指定されました。

つきましては、高山市を通じ下記のとおり、岐阜県の要請が伝えられておりますので会員の皆様にお知らせをさせていただきますと共に、商工会といたしましても事業継続計画（BCP）策定等、各種相談に応じてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

記

岐阜県からの要請内容

◆集客施設での入場管理等の働きかけ

- ・入場する者の管理等

※入場者の管理等とは、「入場者が密集しないよう管理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含む

- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（遮蔽物の設置、距離の確保等）

◆BCP（事業継続計画）の徹底

- ・事業者において、組織内感染やクラスター発生等により、大幅に事業活動が低下することを想定したBCPを再確認（未策定の場合は、早急に策定）
- ・事業所ごとに「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底
- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数を削減するとともに、時差出勤等により、人との接触機会を低減

詳細は、岐阜県ホームページ「第6波 非常事態宣言」をご覧ください。



以上